

結核は過去の病気ではなく、

今でも重大な感染症です！

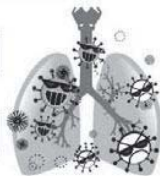
◆結核って何？

結核菌が主に肺の中で増えて起こる病気

咳や痰、発熱などの症状から始まる

病気が進行すると人にうつす

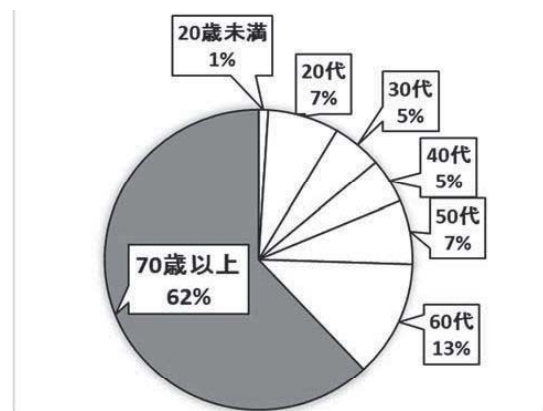
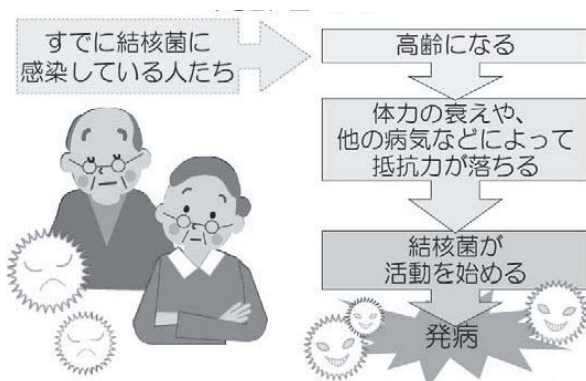
ひどくなると命に関わる



どうやって感染するの？

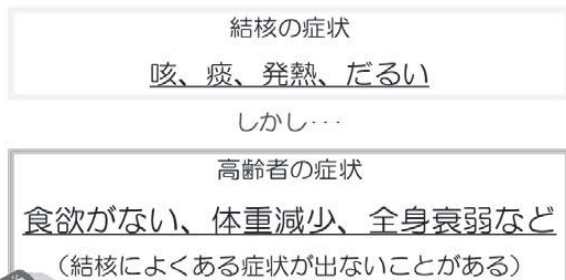


◆結核を発病する人の多くは高齢者

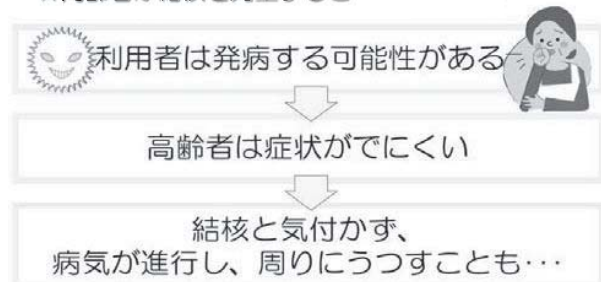


(名古屋市H28)

◆高齢者の結核の特徴



★高齢者が結核を発生すると…



◆高齢者結核を見逃さないために*****

「いつもと違う」と感じたら医療機関に！

チェックポイント

＜全体の印象＞

- ・なんとなく元気がない
- ・活気がない



＜全身症状＞

- ・37.5度以上の発熱
- ・体重の減少
- ・食欲がない
- ・全身のだるさ

＜呼吸器の症状＞

- ・咳
- ・痰や血痰
- ・胸痛
- ・頻回な呼吸や呼吸困難

あなたが感染源になるかも！？

名古屋は都市別結核罹患率ワースト2位

毎日1人以上患者発生し、毎週1人が結核死している状況です。

(H28 結核新登録患者数 494 人 結核死亡者数 50 人/名古屋市)

誰でも結核になる恐れがあります。

介護保険指定事業者さんへのお願い

☆ 薬を飲み、良くなったり悪くなったりしながらも、

咳などの風邪症状が **2 週間以上** 治まらない時は医療機関へ！

☆ 年に一回は胸部レントゲンを撮りましょう！

500 円で「肺がん・結核検診」が受けられます！

対 象	40 歳以上の市民の方（本年度中に 40 歳に達する方を含む）
検診内容	胸部 X 線検査 等
検診場所	市内の協力医療機関 (詳しくは 名古屋市ホームページ をご覧ください。)
自己負担金※	500 円

※次の方は自己負担金が無料になります。

(それぞれ証明書類等が必要です。詳しくは各区保健所へお問い合わせ下さい。)

・70 歳以上の方・生活保護世帯に属する方・市民税非課税世帯に属する方・名古屋市医療費助成制度対象者・名古屋市福祉給付金支給制度対象者・中国残留邦人等の支援給付を受けている方

＜名古屋市健康福祉部保健医療課＞

結核健診の実施と報告は、義務です！

◆どんな法律？ *****

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
第53条の2 健康診断の実施
第53条の7 実施結果の報告 が義務付けられています。

◆誰が実施するの？ *****

老人福祉法に規定する
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム



各々の事業の長に、毎年度1回実施する義務があります。

◆誰に実施するの？ *****

以下の方が毎年度1回健康診断を受ける必要があります。

- ①従事者(常勤・非常勤を問わず反復継続して従事する者)
- ②65歳以上の入所者

※特別養護老人ホームに開設されている診療所に従事する職員については、別途医療機関として報告していただく必要があります。

◆どんな報告をするの？ *****

- ・対象者数や健診実施数などです。
詳しくは、「結核健康診断報告(社会福祉施設用)」をご覧ください。
様式は、名古屋市ホームページよりダウンロード可能です。
- ・毎年度1回、所在区の保健所へ報告をしてください。

結核の早期発見・蔓延の防止のため、結核健康診断は大変重要となります。

今後も定期結核健康診断の実施および報告にご理解ご協力をお願いします。

<名古屋市健康福祉局保健医療課>

平成 30 年 3 月 6 日

介護保険サービス事業所 代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

一定の要件を満たす高齢障害者に対する 介護保険の利用者負担額の軽減の制度について

平素から本市の障害福祉の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しのことにつきまして、下記のとおりご確認くださいませようお願いいたします。

記

1 制度概要

高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限額が異なるために利用者負担額が新たに生じること等により、介護保険サービスが円滑に利用できないという課題に対応するため、障害者総合支援法の改正が行われ、平成 30 年度より一定の要件を満たす者に対し、介護保険の利用者負担額が償還される制度（以下、新高額障害福祉サービス等給付費という）が開始されます。

2 対象者要件

下記の要件をすべて満たす者となります。

- ① 65 歳に達する前、5 年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（※）の支給決定を受けていた者
（※ 介護保険相当障害福祉サービス…居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）
- ② 65 歳に達する日の前日において障害支援区分 2 以上であった者
- ③ 65 歳に達する日の前日において所得区分が非課税世帯または生活保護世帯に該当していた者
また、新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際に、非課税世帯または生活保護世帯に該当する者
- ④ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者

3 償還の対象となるサービス

新高額障害福祉サービス等給付費による償還の対象となるサービスは障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（※）となります。

（※障害福祉サービスに相当する介護保険サービス…訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護。ただし、介護予防サービスは含まれない。）

4 介護保険事業所の方へのお願い

新高額障害福祉サービス等給付費の対象となる可能性のある方について、本市の障害担当で把握した方には、4月以降に勧奨案内を送付する予定ですが、特に、市外から転入してきて、現在は介護保険サービスのみ利用している方については、障害担当において、対象者の把握をすることが困難な状況です。

介護保険事業所におかれましては、市外から転入してきた高齢障害者の方で、対象となる可能性のある方がみえましたら、お住いの区の福祉係等（※）を案内していただきますようご協力をお願いいたします。

※利用者の障害の種別によって問い合わせ先が異なります。

障害種別	問い合わせ先
身体障害者及び知的障害者	区役所福祉課福祉係 又は支所区民福祉課福祉係
精神障害者及び身体障害者手帳をお持ちでない難病患者の方	保健所保健予防課保健感染症係

なお、このお知らせは厚生労働省からの案に基づき作成しています。詳細が決まりましたら「NAGOYAかいごネット」にてご案内させていただきます。

障害者支援課認定支払係（TEL 052-972-2639）

「若年者の在宅ターミナルケア支援事業」の開始について（30 年度新規事業）

名古屋市では、平成 30 年 4 月より、若年者の在宅ターミナルケア支援事業を開始いたします。サービス提供事業者となるには、届出が必要となりますので、NAGOYA かいごネットに掲載予定の実施要綱をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 目的

末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービス等の利用料を助成する（償還払い）ことにより、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 根拠規定

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱（NAGOYA かいごネットに掲載予定です）

(3) 事業開始

平成 30 年 4 月

(4) 助成対象者

以下に掲げる要件のすべてに該当する者

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 20 歳以上 40 歳未満の者

ウ がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

エ 在宅生活の支援及び介護が必要な者

オ 他の制度において同様の支援を受けることができない者

(5) 助成対象サービス等

ア 在宅サービス利用料等の助成

区分	サービスの種類	上限額	自己負担
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、生活援助型配食サービス	6 万円 ／1 か月	1 割
福祉用具の貸与	手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、自動排泄処理装置		
福祉用具の購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分	10 万円 ／1 年	1 割
住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座への取替え、その他付帯工事	20 万円	1 割

※生活保護受給世帯においては、自己負担を免除

イ 在宅生活にかかる相談支援

在宅サービス利用等にかかる相談、申請の受付、サービス利用計画書の作成、サービス提供事業者等との連絡調整などの支援を無料で行う。

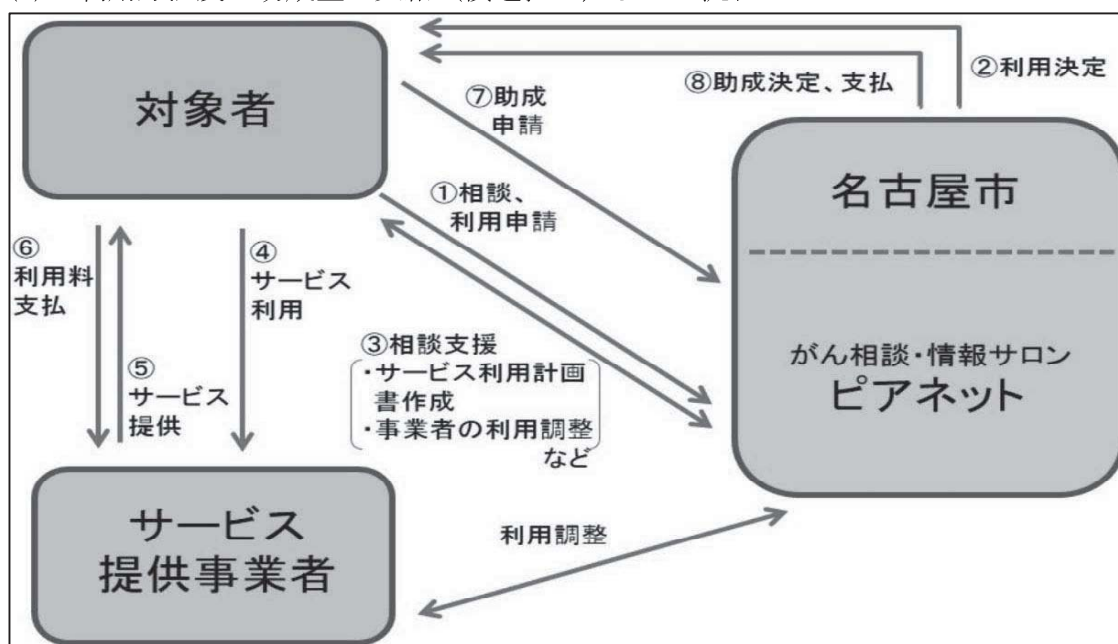
(6) サービス提供事業者

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定特別給付事業者の指定を受けた事業者のうち、本市に届出書を提出したもの

※在宅生活にかかる相談支援については、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において実施

※本市の基準単価（原則として介護報酬に準ずる）において対象者と契約する。

(7) 利用方法及び助成金の支給（償還払い）までの流れ



- ① 対象者は、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」へ申請書及び医師の意見書を提出する。
- ② 名古屋市長が利用決定する。（サービス利用開始日は、申請のあった日）
- ③ 対象者は、サービス利用計画書を作成する。
- ④ 対象者は、サービス提供事業者と契約を行い、サービスを利用する。
- ⑤ サービス提供事業者は、サービスを提供する。
- ⑥ 利用者は、事業者へ利用料の全額を支払う。
- ⑦ 対象者は、サービスを受けていた期間中の自己負担分を除いた利用料をまとめて市へ請求する。（月単位での請求も可）
- ⑧ 市は、助成額を決定し、支払う。

※③及び④の「サービス利用計画書の作成」及び「サービス提供事業者とのサービス利用調整」等は、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において実施することも可

指定申請書、実施要綱など詳しくはNAGOYA かいごネットに掲載を予定しておりますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

<問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局健康部健康増進課推進係
電話：052-972-2637 FAX：052-972-2638